

亀山市告示第69号

亀山市農業等の振興及び関係諸団体の育成に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市農業等の振興及び関係諸団体の育成に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市農業等の振興及び関係諸団体の育成に関する補助金交付要綱（平成22年亀山市告示第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号を削り、第8号を第7号とする。

別表第1第3条第7号に該当する事業の項を削り、同表第3条第8号に該当する事業の項中「第3条第8号」を「第3条第7号」に改める。

別表第2第3条第1号に該当する事業の項中「集団転作種子購入費10アール当たり2,000円」を削り、同表第3条第2号に該当する事業の項中「500円」を「400円」に改め、同表第3条第7号に該当する事業の項を削り、同表第3条第8号に該当する事業の項中「第3条第8号」を「第3条第7号」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。